

技術対話における確認事項（実施方針）

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
1	実施方針	4	1	1.1	1.1.3			事業目的	本事業は監視制御設備をはじめとする電気設備の更新と泉北水再生センター（更新される電気設備＋更新された電気設備＋それ以外の水処理施設）の維持管理（運転管理を含む）が一体的に実施することになりましたが、電気設備の保守管理水準を現状より上げることが主たる目的と考えてよろしいでしょうか。	実施方針P.4 1.1.3に記載している事業目的が主たる目的です。ご記載の内容のみを目的としているものではありません。
2	実施方針	6	1	1.1	1.1.4	o)	(2)	表2 本事業における更新・新築・撤去工事対象設備	表2 本事業における更新・新築・撤去工事対象工事の対象職種【土木】は、入札参加資格要件の解体工事と考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	実施方針	9	1	1.1	1.1.4	o)	(4)	表4 本事業の対象となる予定の統括管理業務	市との窓口業務の主な内容に”市が求めるもの”との記載がありますが、現時点で想定している内容があればご提示いただけますでしょうか。	現時点では想定しておらず、事業を進める中で必要に応じて提示する予定です。
4	実施方針	9	1	1.1	1.1.4	d)	(1)	設計・建設業務に係る対価	「市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと」は、具体的な資料として何を想定していますか。	交付金申請に必要なとなる図面や工事内訳書等の資料を想定しております。
5	実施方針	9	1	1.1	1.1.4	d)	(1)	設計・建設業務に係る対価	「市は予算上の都合その他の必要があるときは、支払い限度額を変更することができる。」とありますが、変更の可能性がある場合には事前に協議をしていただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	d)	(1)	設計・建設業務に係る対価	同頁内の維持管理業務に係る対価は「年1回改定検討を行う」という記載があるが、設計・建設業務に係る対価に関しても同様に年1回改定検討を行う機会があるという理解でよろしいでしょうか。	改定の機会を設ける方向で検討しております。詳細は入札公告時にお示しします。
7	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	d)	(2)	維持管理業務に係る対価	サービス対価の改定対象について、人件費及び計画物品、計画業務と考えてよろしいでしょうか。 インフレスライドのような形で、公的な指標を基に堺市様の方で積算されるということでもよろしいでしょうか。	維持管理業務に係る対価については、「突発的業務」を除くすべての業務を改定対象と想定していますが、詳細は入札公告時にお示しします。 公的な指標を基に現在検討しております。

技術対話における確認事項（実施方針）

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
8	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	d)	(2)	維持管理業務に係る対価	1. 物価変動等を勘案して年1回改訂検討を行う際に、人件費については、各年度ごとに国交省が定める公共工事設計労務単価の単価を適用と考えてよろしいでしょうか。 2. 「業務区分」のところ、運転操作監視業務、保守点検業務、計画修繕業務などいろいろな業務がありますが、それ毎に支払い関係を定めるといえるのでしょうか。 3. 「年1回改定検討を行う」のところ、業務ごとに改訂金額を変更設定しますという意味合いでしょうか。 4. 「年1回改定検討を行う」のところ、設計労務単価の変動に合わせて変更を考えるという考え方でよろしいでしょうか。	全ての項目について、入札公告時にお示しします。
9	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	d)	(2)	維持管理業務に係る対価	物価変動等を勘案して年1回改訂検討を行う際に、各点検費用の変動については、点検費用の大半が人件費に集約されることを考慮して、各年度ごとに国交省が定める公共工事設計労務単価の単価変動率を参考にさせていただきますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
10	実施方針	11	2	2.1				募集及び選定に関する基本的な考え方	実施方針で評価委員会メンバーが公表されましたが、それぞれの委員の先生は専門分野も異なると思料します。評価方法は、それぞれの先生が付けた点数を平均化するのか、それとも合議制とするのか、現時点で確定していればご教示ください。	お答えすることはできません。
11	実施方針	13	2	2.3	2.3.1			表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	より貴市のニーズに沿った提案検討を行うには、公告から提出までの期間（R9.1～5予定）が短いと考えます。提案審査書類の提出期限延長、または評価項目・配点の早期開示をご検討いただけますでしょうか。	ご意見として頂戴します。
12	実施方針	13	2	2.3	2.3.1			表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	本事業は、長期間の維持管理、改築更新、SPC組成等に高度な検討を要するため、公募から審査書類提出まで（R9.1～5予定）の期間では十分な検討が困難と考えております。質の高い提案と競争性を確保する観点から、期間の延長、また、評価項目・配点等の早期開示をご検討いただけますようお願い申し上げます。	ご意見として頂戴します。

技術対話における確認事項（実施方針）

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
13	実施方針	13	2	2.3	2.3.1			表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	入札公告（令和9年1月予定）から提案審査書類提出（令和9年5月予定）までの期間が短く、十分な提案検討期間の確保が困難と考えます。本事業は長期間の維持管理、改築更新、SPC組成等を含む事業であることから、提案審査書類の提出期限の後ろ倒し、または評価項目・配点等の早期開示についてご検討頂けないでしょうか。	ご意見として頂戴します。
14	実施方針	13	2	2.3	2.3.1			表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	入札公告後の現場見学会、資料閲覧及び技術対話等の開催は予定されていますでしょうか。	ご意見として頂戴します。
15	実施方針	13	2	2.3	2.3.1			表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	表7の予定表によると、入札公告以降は技術対話がありませんが、公告以降も技術対話の機会を設けていただけないでしょうか。	ご意見として頂戴します。
16	実施方針	17	2	2.3	2.3.14			事業契約の締結	特別目的会社（SPC）は運営実態等は持たずに、パススルーのSPCを想定していますでしょうか。	事業者の判断に委ねます。
17	実施方針	17	2	2.4	2.4.2			複数応募の禁止	「入札参加者の構成員及び当該構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者※は、本事業に係る他の入札参加者の構成員になることはできない。」とありますが、これは構成企業、協力企業を問わず、事業の公平性の観点から、本事業においては一切の業務を受託できないと考えて宜しいでしょうか。 また、入札参加者は、他の入札参加者からの業務は受託できないよう制限をかけていただきと考えます。	当該規定は、他の入札参加者の構成員となることを禁止するものであり、本事業における業務受託そのものを禁止するものではありません。そのため、SPC又は構成員から直接業務を受託することは可能です。 そのような制限は設けません。
18	実施方針	18	2	2.4	2.4.3			構成員の変更及び追加	落札者決定日の翌日以降の構成員の変更および追加については可能と考えてよろしいでしょうか。	2.4.3及び2.7に示した方針より、構成員の変更は原則認めないものとします。
19	実施方針	18	2	2.5				入札参加者の備えるべき参加資格要件	「建設業務と建築工事監理業務を同一の者又は2.4.2に規定する資本面又は人事面において密接な関連のある者が兼ねることは認めない。」とありますが、左記の条件において、設計業務を行うものに条件はないと考えてよいでしょうか。	ご認識のとおりです。

技術対話における確認事項（実施方針）

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
20	実施方針	18	2	2.5				入札参加者の備えるべき参加資格要件	「建設業務と建築工事監理業務を同一の者又は2.4.2に規定する資本面又は人事面において密接な関連のある者が兼ねることは認めない。」とありますが、「建築」工事監理業務ですので、左記条件の対象となるのは建設業務（うち建築工事）と理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	実施方針	18	2	2.5				入札参加者の備えるべき参加資格要件	複数の要件を満たす者は、該当要件に係る業務を兼務することが可能であるとありますが、建築工事、解体工事を1者で行う場合、1名の技術者配置でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、本要件は企業に対する要件であり、配置技術者に対する要件ではありません。なお入札公告資料を含めた本事業に関する資料に記載のない要件は、SPCとの契約形態に即して建設業法等の法令に基づき技術者を配置してください。
22	実施方針	20	2	2.5	2.5.2	a)	(3)	設計業務を行う者	a) 設計業務を行う者（3）について、「公共下水道、流域下水道施設の終末処理場全体に係る監視制御設備の実施設計業務」との記載がありますが、全体とは中央監視設備の設計実績であれば要件を満たすと考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	実施方針	21	2	2.5	2.5.2	b)	(2)	建設業務を行う者	担当工種について総合評定値（P）が700点以上であることとありますが、工種は建築工事、解体工事と考えますがよろしいでしょうか。	建設業務を担当する全ての構成員について、担当工種の総合評定値（P）が700点以上としてください。よって工種は建築工事、解体工事に限ったものではありません。
24	実施方針	22	2	2.5	2.5.2	b)	(5)	建設業務を行う者	建築工事を行う者の少なくとも1者について、国、地方公共団体その他公共機関等が発注した建築工事の施工実績を有していることとありますが、請負金額、規模等の条件は無いと考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	実施方針	22	2	2.5	2.5.2	c)	(3)	建築工事監理業務を行う者	c) 建築工事監理業務を行う者（3）について、「国、地方公共団体その他公共機関等が発注した施設の建築工事監理業務（平成28年4月1日以降に完了したものに限る。）を履行した実績を有していること。」との記載がありますが、重点施工監理の実績でも本要件を満たすと考えますがよろしいでしょうか。また重点施工にもABCのランクがあるが、どの実績でも本要件を満たすと考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

技術対話における確認事項（実施方針）

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
26	実施方針	23	2	2.7	2.7.2			SPCの設立要件	SPCを会社法で定める株式会社として堺市内に設立するものとの記載がありますが、本店所在地を泉北水再生センター内に設置することは可能でしょうか。	市と協議し、管理上問題なければ可能とします。
27	実施方針	23	2	2.7	2.7.2			SPC の設立要件	設計建設が完了し維持管理業務のみとなる時点で、業務内容によって適切な企業が代表企業を務めることが望ましいと考えられるため、設計建設が完了した時点での代表企業の変更を認めて頂けないでしょうか。	代表企業の変更は認めません。代表企業は建設から維持管理まで、事業期間中を通して事業全体に關与する責務があると考えます。
28	実施方針	24	2	2.7	2.7.3			事業契約の締結	「市は、落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として基本協定書（案）に規定する金額を請求することがある。」とありますが、この違約金規定を事象毎に割合を設定いただくことをご検討いただけないでしょうか。基本協定書締結～事業契約締結まで3か月と長期間であること、仮に事業契約金額の全額の一律10%と規定がされますと、事業者としては多大なリスクであり、事業参画意欲に影響します。 （例）事象毎に違約金額を設定いただく等	ご意見として頂戴します。
29	実施方針	25	3	3.1	3.1.2			予想されるリスクと責任分担	リスク分担に関して、市のリスクが明記されている一方で、「上記以外の〇〇は事業者負担」という項目が多々あります。市側リスク以外のすべての負担を民間事業者が負うことは不可能であるため、民間事業者が実施する範囲や関連するものに関わるもののみ民間事業者のリスクとして頂けないでしょうか。個別の項目は実施方針への質問事項として提示予定です。 （例：法令等の変更について、本事業に直接の影響を及ぼすもの以外の法制度・許認可の新設・変更に関して、事業者のリスクとして負うことは不可能です。）	ご意見として頂戴します。
30	実施方針	25	3	3.1	3.1.2			表11 リスク分担表（案）	税制度の変更は国の方針であり、事業者の責任以外のため リスク分担は「市」ではないでしょうか。	ご意見として頂戴します。
31	実施方針	26	3	3.1	3.1.2			表11 リスク分担表（案）	表中No.24,25の一定範囲内とはどの程度であるかご教示ください。	入札公告時にお示しします。

技術対話における確認事項（実施方針）

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
32	実施方針	26	3	3.1	3.1.2			表11 リスク分担表（案）	本事業にかかる、インフレ・デフレ（物価変動）にかかる費用増減（一定の範囲内）は事業者が負担とありますが、具体的な数値（物価変動率など）をご提示いただけませんか。	入札公告時にお示しします。
33	実施方針	26	3	3.1	3.1.2			表11 リスク分担表（案）	不可抗力は一定の範囲が事業者、それ以上は市が負担とありますが、具体的な数値（金額など）をご提示いただけませんか。	入札公告時にお示しします。
34	実施方針	28	3	3.1	3.1.2			表11 リスク分担表（案）	表下部※1の一定程度まではとは、どの程度であるかご教示ください。	入札公告時にお示しします。
35	実施方針	28	3	3.1	3.1.2			表11 リスク分担表（案）	「不可抗力における費用負担については、建設工事保険等に参加することにより担保するものとし、保険の対象にならないものについては、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。」とありますが、「一定程度」の範囲については公告時に明確に提示していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
36	実施方針	28	3	3.1	3.1.2			表11 リスク分担表（案）	表中No.70についてどの様なものか具体的にご教示ください。	No70は要求水準書（案）P.71 イ 計画修繕（更新施設）についての記載となります。なおNo68は要求水準書（案）P.70 ア 計画修繕業務（更新施設以外）についての記載となります。

技術対話における確認事項（実施方針）

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
37	実施方針	29	3	3.2	3.2.3			モニタリングの方法と内容	市モニタリングと事業者セルフモニタリングについて、下記をご教示ください。 1. 市モニタリング、事業者セルフモニタリングともに、目的は要求水準及び提案事項の履行状況確認でしょうか。 2. 実施方針P29 事業者セルフモニタリングに記載の維持改善や持続性確保に関しては、要求水準書P17 2.6業務改善への対応で満たされるでしょうか。 3. 上記以外の対応は事業者提案という認識でよろしいでしょうか。 4. モニタリング基本計画書の内容もセルフモニタリングを実施する上での要求水準に含まれるのでしょうか。 5. モニタリング基本計画書は入札公告時に公表いただけるのですが、公告から提案書提出までの期間が短いため、公告の事前の開示頂けないでしょうか。 6. モニタリング基本計画書の中に、モニタリングの実施頻度など具体的な内容が示される予定でしょうか。	1～4点目：入札公告時にお示しする「モニタリング基本計画書」をご確認ください。 5点目：ご意見として頂戴します。 6点目：ご認識のとおりです。
38	実施方針	29	3	3.2	3.2.5			保険	保険の加入者はSPCでしょうか、それとも構成員各社でしょうか。	どちらでも問題ありませんが、入札説明書等で示す条件を満たす必要があります。
39	実施方針	32	7	7.2	(1)			交付金及び地方債等	「事業者は交付金又は記載申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと」は、具体的な書類・支援は何を想定していますか。	交付金申請に必要な図面や工事内訳書等の資料を想定しております。
40	その他								今後公表される対話の結果は、契約書類の一部となるのでしょうか。	今回公表する技術対話の議事録は契約書類の一部とはなりません。よって必要な項目については入札公告時に再度質問してください。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
1	要求水準書（案）	3	1	1.2	(4)	イ	(ア)	設計・施工及び撤去の対象施設	汚泥処理施設の撤去範囲は、別紙6・7・8で概要が示されていますが、機械・電気設備も含めた撤去範囲の詳細は資料閲覧等で提供されたいと考えますがよろしいでしょうか。 「別紙6」に示したエリアの機械電気設備を含めた全てが撤去対象という認識で間違いはないでしょうか。緑色で着色されている場所にも撤去すべきものがあると考えます。	ご認識のとおりです。 緑色のエリア内が撤去対象範囲となります。赤色着色部は建築物を示しております。
2	要求水準書（案）	6	1	1.2	(5)	ア		設計・建設期間（撤去含む）	建築工事としての技術者配置期間は、解体工事着手前から建築工事完了までの期間と考えますがよろしいでしょうか。	建築工事としての技術者配置期間は、建築工事の着工から工事完了までの期間になります。またSPCとの請負契約において、建設業法上必要とされる期間、配置いただければ問題ありません。
3	要求水準書（案）	6	1	1.2	(5)	ア		設計・建設期間（撤去含む）	新設監視制御設備の引渡し条件として、令和14年3月31日までに、新設監視制御設備で旧設備（更新前の特高、自家発を含む）の監視もできるようにするという理解でよろしいでしょうか。 新監視制御設備の引渡し条件として、これら旧監視制御設備の撤去は条件になっていないという認識でよろしいでしょうか。	更新前の特高、自家発設備は既設監視制御設備で監視制御を行うものと想定しています。 ご認識のとおりです。
4	要求水準書（案）	6	1	1.2	(6)	ア		表1.2（3） 本事業の対象となる設計・建設及び撤去業務	汚泥処理施設撤去は対象職種が土木とされていますが、建築工事技術者の配置で良いと考えますがよろしいでしょうか。	撤去工事に必要な資格を有する技術者であれば問題ありません。
5	要求水準書（案）	14	2	2.1				基本事項	「統括管理業務に係る費用は事業者の負担とする。」とありますが、統括管理業務については今後の事業費算定において、見積徴収等を実施し、事業費に計上して頂くという理解でよろしいでしょうか。 サービス対価について、実施方針に「設計建設に係る対価」「維持管理に係る対価」「統括管理業務に係る対価」と大きく3つに分けて記載されていますが、公告時の予定価格はそれぞれについて提示されるのでしょうか。	統括管理業務に関する費用は計上します。 入札公告時にお示しします。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
6	要求水準書 （案）	14	2	2.2				統括管理に係る対象業務	統括管理の対象業務が記載されていますが、統括管理者が全てを実施するのではなく、管理をするという理解でいいでしょうか。（各担当分野において代理者が対応可能な組織対応が出来ると考えてよろしいでしょうか。）	事業者の提案による組織体制により実施していただいて問題ありません。
7	要求水準書 （案）	15	2	2.3	(1)	ア		統括責任者の選任・配置	SPC又は代表企業から選任・配置するとありますが、統括管理者の必要要件に関して、要求水準書に記載の要件以外は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	要求水準書 （案）	15	2	2.3	(1)	ア		統括責任者の選任・配置	「統括責任者は、要求水準書第3章（5）に規定する管理技術者の要件を満たす者、監理技術者の資格を有する者又は要求水準書第6章6.3（1）に規定する総括責任者の要件を満たす者のいずれかに該当する者とする。」とありますが、統括責任者は上記3つの要件のうち、いずれかを満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	要求水準書 （案）	21	3	3.2	(5)			監視制御設備更新	「監視制御設備を補完するものとして ITV 設備を設置しても良い。」としながら、「なお、カメラの設置場所は事業者が施設の維持管理・運転管理に必要と考える場所に設置する。機器の仕様は事業者の提案とするが、機能性、耐久性、維持管理性等を考慮したシステムとする。」とあります。ITV設備の設置は任意提案のような記載にされた意図をご教示ください。 また、ITV設備に関して、事業費には計上されるのでしょうか。併せて、ITV設置に係る積算内容は公表されるのでしょうか。 既設ITV設備を、そのまま維持管理で使用することは可能でしょうか。使用できるように要求水準書を変更してもらえないでしょうか。	ITV設備については維持管理性に影響する設備で、本事業は維持管理も包含しているので任意としております。 ITV設備は事業費に計上されております。なおITV設置に係る基本設計時の内容は資料閲覧時にお示ししております。 要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答のNo.23をご確認ください。
10	要求水準書 （案）	23	3	3.3	(1)	ウ		停電補償時間	停電補償時間が「10分」と規定されていますが、受電設備保守点検時の母線連絡点検等では、1～2時間程度の全停電が想定されます。10分では監視制御の制御電源が喪失し、中央での復電操作等ができなくなる懸念がありますが、点検時は事業者負担で別途仮設電源等を用意する（維持管理費等に見込む）想定でしょうか。	最低限の時間を示しております。維持管理と運用方法等を考慮して事業者により決定してください。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
11	要求水準書 （案）	24	3	3.4	(5)	イ		形式	特高受変電設備は「新築する特高自家発電棟の屋内に設置する。」とありますが、特高変圧器について屋外（もしくは屋根付きの半屋外）に設置することは可能でしょうか。	屋内設置としてください。
12	要求水準書 （案）	24	3	3.4	(8)	ア		責任分界点	既設の受電形態は1VCT、更新後は2VCTの計画となっております。 特高設備更新時は、新旧特高設備を並置して、更新を行うものと想定されますが、送配電会社様にて既設特高回線を2回線残したまま、新特高回線を2回線引込可能と想定してよろしいでしょうか。※既設特高2回線を運用したまま、新特高2回線も運用可能との想定でよろしいでしょうか。引込条件により、特高設備の更新計画に影響するため、ご教示ください。	既設の引込を1回線ずつの切替を想定しております。
13	要求水準書 （案）	24	3	3.4	(8)	ア		責任分界点	送配電会社様にて既設特高回線を2回線残したまま、新特高回線を2回線引込を行う場合、電気代は貴市の負担との想定でよろしいでしょうか。	既設の引込を1回線ずつの切替を想定しているため、特高引込の回線数が2回線を超えることはないものと想定しています。
14	要求水準書 （案）	24	3	3.4	(8)	ア		責任分界点	送配電会社との協議により【別紙5】に示す位置にて区分開閉器を設置する条件となっておりますが、送配電会社との協議時における他の引込案があればご教示頂けないでしょうか。 場合によっては、送配電会社との協議結果により、工事負担金は増えますが、極力、泉北水再生センター場内（需要家側の）の引き込み距離を短くしたほうが、後の維持管理性が向上する等の考えはお持ちでしょうか。	送配電会社との責任分界点は別紙5に記載のとおりです。
15	要求水準書 （案）	26	3	3.5	(8)	イ		消音設備	「イ 敷地境界における夜間合成騒音は 55dB（A）以下とする。」と記載があります。用途地域を確認したところ、敷地境界において第一種住居地域が御座います。 第一種住居地域の場合、騒音規制法に基づき、夜間騒音45デシベルが規制値となりますが、設計上敷地境界における夜間合成騒音は55dB（A）以下で問題ないでしょうか。	要求水準書に記載の通り、泉北水再生センターの敷地は準工業地域なので、夜間合成騒音55dB（A）以下としてください。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
16	要求水準書 （案）	26	3	3.5	(8)	イ		消音設備	敷地境界における騒音検討のため、敷地境界図（CADを含む）ご提供願います。	資料閲覧にて関連資料を開示しておりますが、当該処理場の測量CADデータはありません。
17	要求水準書 （案）	26	3	3.5	(14)	ア		その他	給排気ダクト等の撤去後の壁開口についても縞鋼板等の仕舞とし、建築的な仕舞は不要と考えますがよろしいでしょうか。	雨の侵入や風に耐え、建物としての使用に問題ない仕舞としてください。
18	要求水準書 （案）	26	3	3.5	(14)	イ		その他	既設の特高自家発棟は設備等の撤去した後、別の用途で利活用するため基礎等の撤去後に防塵塗装等の仕舞が必要と認識していますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	要求水準書 （案）	27	3	3.6	(5)			躯体	危政令第13条に基づき、二重殻タンクの場合は直埋設が可能であり、タンク室（躯体）への設置は不要となります。「(5) 躯体 地下タンクを設置するために必要となる躯体を設ける。」との記載がありますが、二重殻タンクにつき、柱構造による躯体（直埋設 ※タンク室でない）での施工も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	要求水準書 （案）	27	3	3.6	(8)			地下タンク設備更新	既設地下タンク（20,000L×2 槽）内の灯油を移す作業も事業範囲内と考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	要求水準書 （案）	28	3	3.6	(10)			地下タンク設備更新	提案審査書類の受付までの期間において、堺市文化財課へ埋蔵文化財の調査内容、方法を確認しようと考えていますがよろしいでしょうか。	文化財課と確認協議を行っていただいて問題ありません。
22	要求水準書 （案）	28	3	3.7	3.7.1	(1)	キ	建築施設に関する基本要件	「事業者は工事着手前に必要となる関係機関との調整、協議等を行い、建築確認申請等必要な手続を行うこと。」「その他、工事前に必要となる関係機関との協議や消防協議等を行うこと。」とありますが、現時点より諸官庁と事前協議を行ってもよろしいでしょうか。	必要に応じて、環境対策課、建築安全課、消防署、文化財課、送配電会社と確認協議を行ってください。なお消防に関しては、協議に行く前に下水道施設課へ連絡をお願いします。
23	要求水準書 （案）	28	3	3.7	3.7.1	(2)		建物の計画に必要な情報等	既存の測量調査資料や敷地境界を把握できる座標データ等は資料閲覧等で提供されと考えますがよろしいでしょうか。	資料閲覧にて関連資料を開示しておりますが、当該処理場の測量CADデータはありません。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
24	要求水準書 （案）	29	3	3.7	3.7.3	(2)		平面計画	「各室に必要な機器の所要寸法を把握し、更新スペースを設けること。」とありますが、特高自家発電棟新築に際し設置する監視制御設備、無停電電源設備、特高設備、非常用発電設備のみを対象とし、特高変圧器・地下タンク・建築付帯設備は対象外との想定でよろしいでしょうか。 なお、上記の認識と異なる場合、更新スペースが必要となる対象についてご教示願います。	基本的に更新スペースを確保していただくものとしませんが、特高変圧器、地下タンク及び自家発電設備の運転にかかわらない建築付帯設備については、更新スペースを設ける必要はありません。
25	要求水準書 （案）	29	3	3.7	3.7.3	(4)		平面計画	「危険物取扱所は部分的な範囲とし、他の諸室と区画することで特殊消防設備が不要となる計画」とは、消防法施行令 第23条などに関連する「特例適用（部分規制）」と考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書案P.38 ウ 消防協議をご参照ください。なお事前に消防への確認協議を行うことを認めます。協議に行く前に下水道施設課へ連絡をお願いします。
26	要求水準書 （案）	29	3	3.7	3.7.4	(3)		断面計画	「対象となる外力については市と協議により決定すること」とあるが、提案時に想定した対策浸水深に対して、市と協議後に決定した対策浸水深が大きくなる場合、変更対象と考えますがよろしいでしょうか。	受注後の協議とします。
27	要求水準書 （案）	29	3	3.7	3.7.4	(3)		断面計画	断面計画において「最新のハザードマップ等を確認し、浸水対策を考慮。対象となる外力については市と協議」とあります。電気室や自家発電室の床面高さ（1階FL）に直結するため、貴市が想定されている具体的な設定浸水位（例：TP＋〇.〇m、または地盤面から＋〇〇mm）を現時点でご提示いただけますでしょうか。	撤去する汚泥処理施設付近において、現時点の最新のハザードマップでの津波、洪水、内水による浸水の想定はございません。
28	要求水準書 （案）	29	3	3.7	3.7.4	(3)		断面計画	「3.7 特高自家発電棟新設」「3.7.4断面計画」「(3) 建物の耐水化対策については、最新のハザードマップ等を確認し、浸水位の設定がなされていれば、浸水対策を考慮した計画とすること。なお、対象となる外力については市と協議により決定すること。」との記載が御座いますが、「3.6地下タンク更新」の地下燃料タンクは耐水化対策（浸水対策）の対象となるかご教示願います。	対象となります。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
29	要求水準書 （案）	30	3	3.7	3.7.5	(1)	オ	基本方針	構造計画において「地震による地盤の液状化及び地盤沈下等に十分配慮を加えた計画」とありますが、貴市が想定されている液状化判定のためのパラメータ（過去の調査における土質試験データ等）をご提示頂けますでしょうか。あるいは、事業者側で実施する直下での土質調査に基づき、事業者の責任において液状化判定および地盤改良の要否を検討すべきでしょうか。	資料閲覧にて、泉北水再生センターの他施設建設時の土質試験データの資料を開示しておりますので参考にしてください。開示資料に基づき、事業者の責任において液状化判定および地盤改良の要否を検討してください。
30	要求水準書 （案）	37	3	3.8	(5)			設計図書の作成	工事内訳書は、金抜き設計書の内訳・明細と考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
31	要求水準書 （案）	38	3	3.8	(6)			各工事積算内訳書の作成	各工事積算内訳書は、(5)の工事内訳書と同じと考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
32	要求水準書 （案）	38	3	3.8	(8)	ウ		消防協議について	提案審査書類の受付までの期間において、消防への事前確認協議を実施しようと考えていますがよろしいでしょうか。	事前に消防への確認協議を行うことを認めます。協議に行く前に下水道施設課へ連絡をお願いします。
33	要求水準書 （案）	38	3	3.8	(8)	ウ		消防協議について	要求水準書本文に「市で消防協議を行い、確認を行っている」「部分規制にて計画する」との記載があります。事業者が実施設計において確認申請（計画通知）や消防着工届を提出する際、貴市の事前協議内容と齟齬を来さないよう、貴市が所轄消防署と交わされた「消防協議の正式な回答書又は打合せ議事録（図面への指導内容が分かるもの）」を閲覧資料として開示していただけますでしょうか。	入札公告後の資料閲覧の際に開示します。 なお、技術提案に当たって事前に消防への確認協議を行うことを認めます。協議に行く前に下水道施設課へ連絡をお願いします。
34	要求水準書 （案）	39	3	3.8	(8)	ウ	(ア)	協議条件	(ア)協議条件では、危険物の1日の取扱量（使用量）は10,700L÷2,140L/h＝5h相当と思われます。終末処理場は非常時も24時間稼働が必要な施設のため、一般には24hと考えますが、基本設計時に5hとした根拠（消防との議事録）を、ご教示ください。	消防との協議内容を入札公告後の資料閲覧の際に開示します。なお、事前に消防への確認協議を行うことを認めます。協議に行く前に下水道施設課へ連絡をお願いします。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
35	要求水準書 （案）	39	3	3.8	(8)	ウ	(ア)	協議条件	指定数量の倍数の計算式において、10,700Lとの記載がありますが、5時間の運転時間での計算となっているようにみえます。 消防との事前協議により、指定数量の倍数計算においては、5時間の運転時間での計算で問題ないとの協議結果となったとの認識でよろしいでしょうか。	指定数量の倍数は5時間運転での条件で検討してください。消防との協議内容を入札公告後の資料閲覧の際に開示します。なお、事前に消防への確認協議を行うことを認めます。協議に行く前に下水道施設課へ連絡をお願いします。
36	要求水準書 （案）	39	3	3.8	(8)	ウ	(イ)	協議結果	消防協議結果として「給排ガスタクトを除く、給気・換気ダクト等についてもFD設置」「外部出入口は自閉式の特定制防火設備の扉」とあります。ガスタービン室の常用・非常用大風量ダクトに設置するFDは、危険物施設特有の「防火ダンパー（熱・温度連動）」の指定か、あるいは自動火災報知設備等と連動する「電氣的閉鎖式FD」の指定か、詳細な要求仕様を貴市よりご提示いただけますでしょうか。	「防火ダンパー（熱・温度連動）」と想定しますが、詳細は事業契約後の消防協議により決定してください。
37	要求水準書 （案）	40	4					解体撤去業務	「第3章 設計業務・建設工事」と「第4章 解体撤去業務」と分けて記載いただいていることもあり、解体撤去業務は設計業務の対象外と考えてよろしいでしょうか。	解体撤去業務は設計業務の対象です。
38	要求水準書 （案）	40	4	4.1	(2)			一般事項	【別紙8】に基づき、膨大な既存杭（Φ300、Φ400、長さ最大32m、計300本以上）を引き抜く必要があります。既存汚泥処理施設は稼働中の水処理施設（沈殿池等）に近接しており、杭引き抜き時の地盤変動（緩み・変位）が既設池へ影響するリスクがあります。引き抜き工法（ケーシング工法等）の指定や、既設池側の防護対策（薬液注入や土留め等）の費用は突発的業務費の対象外（全額事業者負担）となる認識でよいでしょうか。	引き抜きにより既設池に影響がある場合は環境対策課と残置の協議を行います。また、既設池側の防護対策費が必要な場合は、建設業務の費用に含むものとします。 なお杭撤去は、周辺への影響の少ない工法で実施することが分かるように要求水準書に追記する予定です。
39	要求水準書 （案）	40	4	4.1	(2)			一般事項	要求水準書に「図中の●は杭基礎を示し、すべて撤去」「構造計算書に示される位置・本数であり、実情と異なる可能性が有る」と明記されています。万が一、現地解体時に試掘や図面と異なる「不図示の既存杭・地中障害物」が発見された場合、あるいは杭頭が破損しており引き抜き不能となった場合の残置の可否、およびそれらに伴う費用増減の精算ルールについて貴市の見解をご提示いただけますでしょうか。	物理的に引き抜き不可能となった杭の残置については環境対策課との協議となります。 また事業費変更（費用増減）のルールは入札説明書等でお示しします。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
40	要求水準書 （案）	41	4	4.3	(1)			既存施設撤去	既存施設撤去の実施設計は、P50（3）完成図書 ア実施計画図書（変更含む）、ク工事種別明細・内訳書、ケ数量計算書を成果物と考えますが、よろしいでしょうか。なお、アはP49 4.8 留意事項（2）施工実施計画書と同じと考えますが、よろしいでしょうか。 また、数量計算書は、撤去工（基礎杭、コンクリート、建具、付帯設備、プラント機器等）、仮設工、造成工、管廊閉塞工等を想定しています。このうち、小配管、ケーブルなどの計上は不要と考えますがよろしいでしょうか。	実施設計の成果物は要求水準書案P.37 3.8（5）設計図書の作成に基づくものと考えてください。小配管、ケーブルはご認識のとおりです。なお、P.49（2）施工実施計画書は、設計ではなく施工にあたっての提出物となります。
41	要求水準書 （案）	53	5	5.1	(1)	キ	(ア)	周辺環境・景観への配慮	事業者は、自己の責任において、騒音振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞その他工事により近隣住民の生活環境や周辺の景観が受ける影響を検討し、合理的な範囲で準備調査（周辺家屋影響調査等）や近隣対策を実施すること。また、必要に応じて近隣住民や周辺施設への工事説明等を行なうこととありますが、あくまでも事業者が主で行うと考えますがよろしいでしょうか。。※発注者は不参加。	当該対策は受注者が主体となって実施するものですが、必要に応じて発注者が関与する場合があります。
42	要求水準書 （案）	58	5	5.2				表 5.2（1） 現時点で想定される関係機関への各許可申請及び届出等	「日影規制対象外だが、隣接する他用途地域には考慮が必要」とあります。特高自家発棟の階高・断面計画（梁下有効高さの確保など）に影響するため、具体的にクリアすべき隣接境界での日影規制時間（5h-3h等）や対象となる他用途地域の境界条件をご提示頂けますでしょうか。	設計段階等での地元との協議によります。 また参考に堺市HPにて用途地域の確認（e-地図帳）や用途地域ごとの日影規制時間が記載されていますのでご確認願います。
43	要求水準書 （案）	67	6	6.2	(2)			保守点検に関する業務	アセットマネジメントシステムにおいて求められる点検項目は最低限含めるものとありますが、包括委託という観点から実際の点検頻度や点検内容は市との協議により設定・変更してもよいとの解釈でよろしいでしょうか。	アセットマネジメントシステムにおいて求められる点検項目は最低限含むものとしてください。なお、点検頻度及び点検内容は、要求水準を満足した上で事業者の提案に基づき設定・変更することを可能とします。
44	要求水準書 （案）	67	6	6.2	(2)			保守点検に関する業務	アセットマネジメントシステムにおいて求められる具体的な「点検項目」の内容や一覧を確認できる資料はご提示いただけますでしょうか。また、「健全度評価」を行うにあたり、具体的に必要となる点検項目や、健全度を判定するための基準についてご教示ください。	「健全度評価」は提示する健全度評価シートでの実施となりますが、明確な判定基準はございません。維持管理する者として判断して評価してください。 なお、入札公告後の資料閲覧の際に保守点検マニュアルを提示します。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
45	要求水準書 （案）	67	6	6.2	(2)			保守点検に関する業務	日常的な「保守点検（部品・油脂等の補充・交換等）」や「小修理」において発生した交換部品、廃油、廃ウエスなどの産業廃棄物の取り扱いについて明記されていません。これら保守点検や小修理に伴い発生した産業廃棄物の処理処分についても、事業者の責任において実施し、その処理費用は本事業の維持管理費に含めて見積もる（事業者負担とする）という解釈でよろしいでしょうか。市の廃棄物処理ルートを利用できる等の特段の取り扱いがあればご教示ください。	ご認識のとおりです。 保守点検及び小修理に伴い発生する交換部品、廃油、廃ウエスその他の廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき、事業者の責任において適正に処理するものとします。これらに要する費用は維持管理費に含めてください。 なお、市の廃棄物処理ルートの利用等の特別な取扱いは予定していません。
46	要求水準書 （案）	67	6	6.2	(2)	イ		土木・建築施設の保守点検	土木・建築施設の保守点検に関して、本業務の対象となる施設は泉北水再生センター内の「すべての建屋・施設」となるのでしょうか。本事業において撤去対象となっている汚泥処理施設（熱処理汚泥濃縮槽棟など）や、現在使用を休止している施設などについても、撤去が完了するまでの期間あるいは休止期間中において、本業務における保守点検の対象に含まれるのかご教示ください。対象外となる建屋がある場合は、その施設名をお示しください。	撤去する施設、休止している施設は保守点検の対象外とします。ただし施設の安全に関わる管理は含まれるものとします。 撤去施設については、要求水準書記載のとおりです。休止している施設は、遠心濃縮棟、汚泥処理受水槽棟となります。
47	要求水準書 （案）	67	6	6.2	(2)	イ		土木・建築施設の保守点検	土木・建築施設の保守点検における外壁等の点検と、「項目キの アスベストに係る建材の劣化調査」における目視点検について外壁等の対象箇所が重複する場合、アスベストの劣化調査を土木・建築施設の保守点検と兼ねて実施し、その結果を土木・建築施設の点検記録に統合して報告する運用でよろしいでしょうか。それとも、独立した「アスベスト対策記録表」での記録・報告が必須でしょうか。貴市の見解をご教示ください。	土木・建築施設の保守点検における外壁等の点検と、アスベストに係る建材の劣化調査において対象箇所が重複する場合は、同一の点検機会にあわせて実施して差し支えありません。 ただし、記録については、それぞれの業務の履行状況を確認できるよう、土木・建築施設の点検記録及びアスベスト対策記録表は独立した形で作成し、管理するものとします。
48	要求水準書 （案）	68	6	6.2	(2)	オ	(ウ)	労働安全衛生法第45条、クレーン等安全規則第34条～第37条、第48条、第49条に基づく業務	休止しているクレーンを再開する際の再開検査費用は突発業務で対応すると考えてよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
49	要求水準書 （案）	69	6	6.2	(2)	キ		アスベストに係る建材の劣化調査	アスベストに係る建材の劣化調査について、「市が求める場合は追加で調査を行うこと」と「市の指示があれば分析調査を行うこと」と記載がありますが、これに要する費用は維持管理費に含まれる（事業者負担）のでしょうか。それとも、別途費用の協議（「突発業務」の対象等）を行うことができるのでしょうか。	劣化調査に要する費用は本事業の維持管理費に含まれるものとし、維持管理に関わる分析調査に要する費用は突発業務費で行うものとします。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
50	要求水準書（案）	69	6	6.2	(2)	キ		アスベストに係る建材の劣化調査	目視点検の実施回数は「アスベスト管理マニュアルに定める回数」とされていますが、同マニュアルの点検・管理記録表にレベル1及びレベル2（煙突）年2回レベル2（煙突以外）及びレベル3 年1回（基本）とあるが本調査の定期的な実施頻度は、この通りと解釈してよろしいでしょうか。	アスベストの点検実施回数は、「アスベスト管理マニュアルで定める回数」に加え、機械室ではレベル2建材が多く使用されていること、また煙突のアスベスト含有断熱材（レベル2）は、損傷や劣化等により飛散性が高まるおそれがあることから、本市が重要な点検箇所として位置付ける機械室および煙突について、年2回実施とする予定です。詳細は入札公告時にお示しします。
51	要求水準書（案）	69	6	6.2	(2)	キ		アスベストに係る建材の劣化調査	目視点検を行う対象は表6.2（1）の2か所のみとの認識でよろしいでしょうか。	表6.2（1）は、事業開始時点のレベル1の施設を示したものです。目視点検を行う対象は施設内の全ての建材です。 ただし、建屋内の立ち入りが危険な下記の施設は、外観のみの点検とし建屋内の点検は対象外とする考えです。 ・撤去対象となっている污泥処理施設 ・遠心濃縮機棟 ・污泥処理受水槽棟 なお、アスベストが含有していないと判断できるものは対象外となります。
52	要求水準書（案）	69	6	6.2	(3)			計画的に実施する業務（計画的業務）	計画修繕及び計画業務は下水道施設維持管理積算要領の「本要領の適用対象外の業務に係る費用」、計画物品は直接経費の積み上げ分との認識でよろしいでしょうか。	計画修繕及び計画業務は下水道施設維持管理積算要領の「本要領の適用対象外の業務に係る費用」としています。 計画物品のうち、ユーティリティは直接経費の積み上げ計上とします。その他は直接経費率に含まれるとしています。
53	要求水準書（案）	70	6	6.2	(3)	ア		計画修繕（更新施設以外）	施工監理、現場立会、試運転立会等に係る費用は下水道施設維持管理積算要領のその他の技術業務費として計上されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご意見として頂戴します。
54	要求水準書（案）	72	6	6.2	(3)	ウ	（オ）	燃料等の取扱い	燃料、工業用薬品、電気機械消耗品類等についてとありますが、具体的な品目をご教示下さい。	燃料：白灯油、ガソリン 工業用薬品：次亜塩素酸ソーダ、クエン酸、PAC 電気機械消耗品：ヒューズ類、リレー類、電池類、グランドパッキン、Oリング、各種フィルタ類、潤滑油、グリス等（上記は例示であり、予備品として確保した物品も含む）

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
55	要求水準書 （案）	72	6	6.2	(3)	ウ	(カ)	ユーティリティ調達量	「【別添資料5】計画物品（ユーティリティー）参考資料」に薬品類の想定使用量が提示されていますが、実際の使用量が大きく増減した場合の精算ルールが不明です。水質変動等により実際の使用量が想定数量を上回る（又は下回る）場合、その増減分の費用はすべて事業者の負担（又は利益）となるのでしょうか。それとも、一定割合を超える変動については精算（契約金額の増減）の対象とする想定でしょうか。	入札公告時にお示しします。
56	要求水準書 （案）	72	6	6.2	(3)	エ	(カ)	計画業務	主な機能保全対象業務に”中央監視制御装置保守点検業務”が対象となっておりますが、今回対象となる中央監視制御装置は、更新後の設備のみを対象とする考えでよろしかったでしょうか。 既設点検は既設メーカーに頼まざるを得ないため、競争相手に見積をとらざるを得なくなることも想定され、競争が不利となる可能性があります。既設点検については市からの発注をお願いしたいと考えます。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
57	要求水準書 （案）	74	6	6.2	(4)			突発的に実施する業務（突発的業務）	「安易に外部に発注するのではなく事業者自身で実施するよう努めること」と規定されていますが、外部の専門業者等に発注せず、事業者自身（自社の人員等）で突発修繕等を実施（自社施工）してよいという解釈でよろしいでしょうか。またその場合、「エ 実施手順」において求められている「2事前協議における見積り額（原則2者以上）の提示」や、「3実施計画における委託先の契約書（写）又は請書（写）の添付」について、自社施工のケースではどのように対応すればよいでしょうか。	直ちに外部に発注するのではなく、事業者自らによる修繕（小修理）対応の可否を検討し、対応可能なものについては、原則として事業者において修繕（小修理）を実施することとしています。突発的業務における自社間発注については、入札公告時にお示しします。
58	要求水準書 （案）	75	6	6.2	(4)	イ		年度上限額及び単年上限額	「6.2 (4) イ 突発的業務の単年上限額」において、将来的に物価上昇及び税率変更など考慮し協議可能でしょうか。	上限額の変更は想定しておりません。
59	要求水準書 （案）	75	6	6.2	(4)	イ		年度上限額及び単年上限額	単件の物品調達費が20万円を超える場合、事前に要する協議・承認の手続きおよび費用負担（精算）のルールはどのように定められていますか。	単年上限額を超える突発的業務（突発物品の調達費を含む）は市が実施します。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
60	要求水準書 （案）	76	6	6.2	(4)	オ		撤去品の処理	突発修繕で発生した有価物について「突発修繕費にスクラップ控除として計上すること」とありますが、発生量がごく少量で単件ごとの売却が困難な場合や、委託業者が買取り非対応の場合でも、必ず単件ごとに控除を計上する必要がありますか。一定量たった段階での一括精算や、少額時の控除免除といった柔軟な運用は可能でしょうか。また、控除を必須とする明確な判断基準（〇kg以上、〇円相当以上など）があればご教示ください。	入札公告時にお示しします。
61	要求水準書 （案）	78	6	6.2	(5)	イ	(エ)	採水と運搬	市が指定する時間と場所についてとありますが具体的に ご教示下さい。	場所は三宝水再生センター、時間は午前9時半から午前11時頃を想定しています。
62	要求水準書 （案）	78	6	6.2	(5)	キ		物品の調達及び管理	【別紙17】水質調達物品の購入費用は直接経費に計上されているとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
63	要求水準書 （案）	78	6	6.2	(5)	キ		物品の調達及び管理	【別紙18】水質貸与品リストの修繕・買い替え費用は直接経費に計上されているとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
64	要求水準書 （案）	79	6	6.2	(5)	ク	(イ)	受渡し及び取扱いに関する 注意事項	d 支障・不具合発生時の対応について、市は修理の義務を負わないとありますが、本業務に水質試験機器修理費が積算されているとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
65	要求水準書 （案）	82	6	6.2	(7)	カ		グラウンドエリア管理運営 業務	仕様書に基づく仕様発注との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
66	要求水準書 （案）	82	6	6.2	(7)	カ		グラウンドエリア管理運営 業務	SPCから直接請け負った事業者自らが実施する必要がある業務は【別添資料9】2.1管理運営業務のみとの認識でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
67	要求水準書 （案）	82	6	6.2	(7)	カ		グラウンドエリア管理運営 業務	「SPCから直接請け負った事業者」の定義について 当該業務を実施しなければならない「SPCから直接請け負った事業者」とは、入札参加者である「構成員（SPCの構成企業又は協力企業）」に限定されるのでしょうか。それとも、構成員以外の企業であっても、SPCと直接契約を結んだ一次請け業者（SPCからの直接の再委託企業）であれば、当該業務を実施できるという解釈でよろしいでしょうか。	「SPCから直接請け負った事業者」とは、SPCと直接契約を締結した事業者を指し、構成員に限定するものではありません。「SPCから直接請け負った事業者」であれば、本業務を実施可能です。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
68	要求水準書 （案）	82	6	6.2	(7)	カ		グラウンドエリア管理運営 業務	グラウンドエリアの警備巡回との記載がありますが、 ここでいう警備とは警備業法上の警備とは異なるとの 認識でよろしかったでしょうか。	巡回点検業務を指すものであり、警備業法上の一号警 備に該当するものと想定しております。そのため、本 業務を実施する事業者は、警備業法に基づく認定を受 けている必要があります。
69	要求水準書 （案）	82	6	6.2	(7)	カ		グラウンドエリア管理運営 業務	【別添資料9】2.4気象・災害対応・休場運用に中止を 指示することとの記載がありますが、中止を指示する 条件等の運用ルールをご提示いただけますでしょうか。	市では、以下の運用ルールを想定しています。詳細は契約後 に市より提示する予定です。 ○荒天により、利用者の安全確保が困難であるなど、利用に 際して危険が生じるおそれがあると認められる場合 ・大雨、豪雨 ・台風の接近・上陸 ・強風、暴風 ・雷注意報発令時 ・大雪、積雪、路面凍結 ・熱中症警戒アラート発表など、安全な活動が困難な高温時 ○災害により、利用者の安全確保が困難であるなど、利用に 際して危険が生じるおそれがあると認められる場合 ・地震 ・津波 ・洪水・河川氾濫 ・火災 ・その他の自然災害により施設利用が危険な場合 ○緊急時により、利用者の安全確保が困難であるなど、利用 に際して危険が生じるおそれがあると認められる場合 ・感染症の流行に伴う行政からの利用制限 ・施設設備の故障、グラウンドの著しい損傷 ・事故や事件の発生による立入制限 ・広域避難地など行政上の緊急利用 ・市より利用中止指示があった場合
70	要求水準書 （案）	87	6	6.4	(2)	ウ	(カ)	環境整備月間計画	環境整備業務は計画的業務中の計画業務に位置付けら れていますが、計画的業務月間計画とは別にして計画 書を作成せよとの解釈でよろしいでしょうか。	環境整備業務の実施内容が確認できる場合は、計画的 業務月間計画に含めて記載して差し支えありません。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
71	要求水準書 （案）別紙2							用語の定義 再委託企業	SPCが構成員以外の企業に業務を請け負わせる場合は再委託となるとの認識でよろしいでしょうか。	用語の定義として、構成員以外の企業を「再委託企業」と定義しておりますが、SPCと「再委託企業」が直接締結する契約は、元請契約と同等の扱いとなり、「再委託契約」や「下請契約」ではありません。
72	要求水準書 （案）別紙11							泉北水再生センター内使用 可能箇所	候補地⑫が仮設燃料供給拠点に位置付けられているとありますが、どのようなものでしょうか。また本業務時に何か考慮する点がありますか。	大規模災害時に円滑な燃料確保を行うことを目的に、「仮設燃料供給拠点」に位置付けています。災害が発生した場合は、市が危険物の仮貯蔵・仮取扱い場所として使用しますので、本業務の履行時に当該スペースを占有することのないようにしてください。
73	要求水準書 （案）別紙16		2	(3)				水質試験等実施要領 活性汚泥試験	2系の好気槽採水箇所については、3.現包括委託における水質試験と同様に「No.10槽（DOについてはNo.9槽）」との解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
74	要求水準書 （案）別紙18							水質貸与品リスト	水質試験機器費として表中青色部分の数量の購入費が予算として計上されているとの認識でよろしいでしょうか。 また、更新必要時期に準じた物価上昇は考慮されていますか。	ご認識のとおりです。 また、物価上昇については「突発的業務」を除くすべての業務を改定対象と想定していますが、詳細は入札公告時にお示しします。
75	要求水準書 （案）別紙23							土木、建築施設の保守点検 及び維持管理	管渠内部（流下、堆積の状況、損傷等）は管渠内に入ることなく目視により確認できる部分が点検対象になるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、事業者の提案を妨げるものではありません。
76	要求水準書 （案）別紙23							土木、建築施設の保守点検 及び維持管理	点検対象になる污水管、雨水管、人孔の数量をご教示ください。	閲覧資料No.16_地中埋設管図をご確認ください。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
77	要求水準書 （案）別添資料 6		2					計画業務（機能保全業務） 参考資料9 1系送風機電気設備保守点 検業務 実施頻度	1系送風機電気設備の保守点検は「令和10年度に1回目 の点検を行うものとし、以後は3年に1回の頻度で定期的 に実施すること」とされ、No.1～No.4の4台が指定さ れています。これは、令和10年度に4台すべてを点検 し、以降3年ごとに4台まとめて点検する仕様と読み取 れますが、業務負荷の平準化やコスト縮減の観点か ら、事業者の提案により「令和10年度（1回目）に4台 すべてを点検した後、翌年からは毎年1台ずつ点検し、 4年間で全4台を一周する運用（すなわち点検サイクル を4年に1回とする運用）」に仕様を緩和・変更して実 施することは可能でしょうか。	事業者の提案により変更することを可とします。
78	要求水準書 （案）別添資料 7		3					計画業務（環境整備業務） 参考資料1 場内樹木管理及び場内清掃 業務 業務内容	「場内樹木管理及び場内清掃業務」について、専門性 や作業効率を考慮し、「樹木管理」と「場内清掃」に 分割して別々に実施（委託等）することは可能でしょ うか。可能な場合、同業務内のグラウンド便所や遊歩 道の清掃を「泉北グラウンドエリア管理運営業務」に 含め、グラウンド管理担当者が日常業務と一体的に実 施する運用することも可能でしょうか。	「参考資料」として提示している計画業務の実施方法 は事業者の責任において実施するものとし、発注手法 は問いません。ただし、泉北グラウンドエリア管理運 営業務に含まれる「2.1管理運営業務」は個人情報を取り 扱う業務であるため、SPCから直接請け負った事業者 自らが実施するような運用として下さい。
79	要求水準書 （案）別添資料 7		3					計画業務（環境整備業務） 参考資料1 場内樹木管理及び場内清掃 業務 業務内容	業務内容に樹木（老木・枯損木）の伐採や、新たな植 樹等は想定されていませんが、植栽環境の健全性や美 観の向上を目的として、事業者の創意工夫により、こ れらの伐採や植樹等の景観維持対策を本業務内で事業 者の判断により実施することは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、事業者の提案によるグラウンドエリア遊歩道 における樹木の伐採及び植樹については、地元自治会 等と協議が必要になる場合があるため、事前に市と協 議のうえ実施するものとし、また、緑地面積が変更となる場合は事前に市と協議が 必要です。
80	要求水準書 （案）別添資料 7		3	2)				計画業務（環境整備業務） 参考資料3 病害虫駆除業務 クビアカツヤカミキリの駆 除	クビアカツヤカミキリの駆除において、対策費用を適 切に見積もるため、現時点で被害が確認されている樹 木の本数、並びに今後被害が及ぶことが想定される対 象樹木（サクラ等）のおおよその全体本数をご教示く ださい。	現時点において、市が被害を確認しているクビアカツ ヤカミキリによる被害樹木は場内全体で51本です。ま た、被害は年々拡大しており、今後も指数関数的に広 がる可能性があると考えています。そのため、将来的 な被害規模としては、対象樹木全体の約9割程度（約90 本）に被害が及ぶことを想定しています。
81	要求水準書 （案）別添資料 9		2					1泉北グラウンドエリア管 理運営業務 仕様書 業務範囲	電話による「団体登録・予約受付業務（年末年始を除 く10:00～17:00）」及び、1日2回の「警備巡回業務 （毎日10:00と20:00）」については、平日の休場日 であっても毎日実施しなければならない業務であるとい う解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
82	要求水準書 （案）別添資料 9		2					1 泉北グラウンドエリア管理運営業務 仕様書 業務範囲	現地での受付・立会い、鍵の貸出、トイレの開錠・施錠等の「利用に伴う対応」については、平日は実施しなくてもよいという解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
83	要求水準書 （案）別添資料 9		2					1 泉北グラウンドエリア管理運営業務 仕様書 業務範囲	平日にグラウンドを利用している一般利用者（個人等）がいると推察されますが、このような平日の一般利用者が利用規約の禁止行為や遵守事項違反を行っていた場合、事業者（管理運営者）として退去を促すのか監視程度にとどめるのかどのような対応を想定しているのでしょうか。貴市の見解をご教示ください。	平日は一般利用の対象外のため、監視程度にとどめる対応で差し支えありません。
84	要求水準書 （案）別添資料 9		2	2.1	2.1.1			1 泉北グラウンドエリア管理運営業務 仕様書 団体登録	「団体IDの通知」について、事業者側で物理的な「IDカード（会員証）」などを作成して代表者に交付（郵送等）する必要があるという解釈でよろしいでしょうか。それとも、メールや書面等でID番号を通知するのみ（当日の提示は、通知メールの画面や書面の提示で可）の運用でもよろしいでしょうか。作成・交付にかかる費用等の見積もりのため、貴市が想定されているIDの形式をご教示ください。	団体IDの通知方法やIDの形式については、市として特定の方法を指定するものではなく、本業務の要求性能を満足する範囲において、事業者の提案によるものとします。
85	要求水準書 （案）別添資料 9		2	2.3				1 泉北グラウンドエリア管理運営業務 仕様書 維持管理業務	回収したごみの処分費の負担についてご教示ください。	事業者の負担により実施してください。
86	要求水準書 （案）別添資料 9		2	2.3				1 泉北グラウンドエリア管理運営業務 仕様書 維持管理業務	整備・清掃道具の調達費の負担についてご教示ください。	市が最低限必要と想定する整備・清掃道具については、市から支給する予定であり、修繕が必要な場合は、突発修繕費により対応してください。上記以外に必要な場合は、事業者の判断により事業者の負担で追加購入することも可能とします。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
87	要求水準書 （案）別添資料 9		2	2.4				1 泉北グラウンドエリア管理運営業務仕様書 気象・災害対応・休場運用	利用中止の基準をご教示ください。	市では、以下の運用ルールを想定しています。詳細は契約後に市より提示する予定です。 ○荒天により、利用者の安全確保が困難であるなど、利用に際して危険が生じるおそれがあると認められる場合 ・大雨、豪雨 ・台風の接近・上陸 ・強風、暴風 ・雷注意報発令時 ・大雪、積雪、路面凍結 ・熱中症警戒アラート発表など、安全な活動が困難な高温時 ○災害により、利用者の安全確保が困難であるなど、利用に際して危険が生じるおそれがあると認められる場合 ・地震 ・津波 ・洪水・河川氾濫 ・火災 ・その他の自然災害により施設利用が危険な場合 ○緊急時により、利用者の安全確保が困難であるなど、利用に際して危険が生じるおそれがあると認められる場合 ・感染症の流行に伴う行政からの利用制限 ・施設設備の故障、グラウンドの著しい損傷 ・事故や事件の発生による立入制限 ・広域避難地など行政上の緊急利用 ・市より利用中止指示があった場合
88	要求水準書 （案）別添資料 9		2	2.4				1 泉北グラウンドエリア管理運営業務仕様書 気象・災害対応・休場運用	”施設点検の予定を事前に設定し、告知する事”の内容について具体的にご教示ください。	施設の利用中止を伴う点検、修繕等を実施する場合は、その日程を事前に定め、利用者に対して十分な期間をもって告知・周知することです。
89	要求水準書 （案）別添資料 9		3					1 泉北グラウンドエリア管理運営業務仕様書 実施体制	仮設事務所等を設置する場合、泉北水再生センター管理棟内に設置する事は可能でしょうか。	市と協議し、管理上問題なければ、可能とします。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
90	要求水準書 （案）別添資料 9		8					2泉北グラウンドエリア利 用規約 利用中のトラブル	利用可能日（土・日・祝日）において、予約をしていない一般利用者（個人等）がグラウンドを利用しているところに、正規に予約をした団体が来場し、利用がバッティング（競合）することが想定されます。 利用規約には「利用者間のトラブルは代表者が処理する」とありますので、このような場合、事業者が一般利用者に対して退去や場所の譲りを促す等の直接的な対応を行うことはせず、当事者間での解決を基本とし、事業者は直接介入しない想定でしょうか。	事業者は予約状況を確認のうえ、予約を行っていない利用者に対して利用ルールを説明し、利用場所の移動又は退去を求めるなど、必要な利用調整を行うことを想定しています。

技術対話における提案事項

No	関連資料	提案事項	回答
1	実施方針12ページ 審査方法	企業の参加意欲を促すために、価格評価において、一定の価格を定め、その価格以下の場合は価格点を同じとするような価格評価の採用をお願いいたします。	ご意見として頂戴します。
2	実施方針13ページ 表7募集及び選定のスケジュール（予定）	令和9年1月の入札公告、令和9年5月の技術提案書受付と、技術提案の検討期間が短いと考えます。技術提案書の提出時期までの時間に猶予をいただくか、落札者決定基準等の早期に公表を希望いたしますがいかがでしょうか。	ご意見として頂戴します。
3	実施方針13ページ 表7募集及び選定のスケジュール（予定）	入札公告後も、公告資料の解釈の齟齬防止と提案の質向上のため、技術対話の継続を希望しますがいかがでしょうか。	ご意見として頂戴します。
4	実施方針13ページ 表7募集及び選定のスケジュール（予定）	要求水準の改訂内容について御市との認識のずれを無くし、より質の高い提案につなげるため、入札公告後につきましても技術対話の機会を設けていただくことをご検討いただけないでしょうか。	ご意見として頂戴します。
5	実施方針13ページ 表7募集及び選定のスケジュール（予定）	技術対話が令和9年1月の入札公告以降に予定されていません。短期間で技術対案書作成するあたり、提出期までに一度技術対話の実施を希望いたしますがいかがでしょうか。	ご意見として頂戴します。
6	実施方針13ページ 表7募集及び選定のスケジュール（予定）	入札公告以降は技術対話は実施しないと見受けられますが、要求水準の改訂内容に関しても、貴市と応募者の解釈に齟齬が生じないようにすることや、本事業においてより良い提案を実施することを目的として、入札公告後も技術対話を実施頂くことが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として頂戴します。

技術対話における提案事項

No	関連資料	提案事項	回答
7	実施方針20ページ 設計業務を行う者	建設コンサルタント登録規定に基づく登録部門で「下水道」を登録していることが資格要件となっていますが、設計・施工の効率化を考えると内製化（プラント企業）を合わせて検討したいとお考えしますので、本項目の要件緩和をお願いいたします。	ご意見として頂戴します。
8	実施方針20ページ 設計業務を行う者	監視制御設備及び、特高受変電設備の実施設計業務の元請け実績が資格要件となっていますが、上記と同様に設計・施工の効率化を考えると内製化（プラント企業）を含めて検討したいので、要件の緩和または、下請け実績も認めていただけるようお願いいたします。	ご意見として頂戴します。
9	実施方針20ページ 維持管理業務を行う者	複数の者で維持管理業務を分担する場合は全ての者が（1）の要件を満たす必要がありますが、今回業務には、土木、建築設備の保守、機能保全業務として計装設備等の保守が対象業務となっていることから、構成員各社で最適な分担を検討したいと考えています。このため要件（1）の下水道処理施設維持管理業者登録規定に基づく登録について要件の緩和をお願いいたします。	ご意見として頂戴します。
10	要求水準書（案）14ページ 事業全体の統括管理	業務の円滑な運営を継続するため、統括管理や御市窓口業務につきましては、統括責任者個人ではなく、代理者や適任者を含めた組織体制での対応を可能とご配慮いただけないでしょうか。	事業者の提案による組織体制により実施していただいて問題ありません。
11	要求水準書（案）14ページ 事業全体の統括管理	統括管理業務や貴市との窓口業務は統括責任者個人が実施するのではなく、統括責任者を中心とした組織体制により実施（場合によって代理者の対応、対応業務に応じたの適材適所の担当者での対応 等）することが望ましいと考えますがいかがでしょうか。 他案件においても、実質的に、統括責任者のみでの対応には限界があり、組織または副責任者や代理者も含めた対応とすることで発注者様との円滑な事業運営が実施できております。	事業者の提案による組織体制により実施していただいて問題ありません。

技術対話における提案事項

No	関連資料	提案事項	回答
12	要求水準書（案） 26ページ 燃料	消防協議の結果、危険物の1日の取扱量（使用量）を24時間で算定する必要がある場合、灯油の指定数量（1,000L）の30倍を超えます。危険物一般取扱所では屋根は軽量な金属板などの不燃材料で葺く（万が一の爆発時に圧力を上部に逃がすため）必要となります。そのため、騒音対策や雨漏等に対してデメリットが生じます。仮に30倍未満の場合は特例適用（部分規制）が可能となり、コンクリートスラブで強固な耐火構造の部屋として爆発や火災を閉じ込める設計が可能になります（建物等の制約を緩和）。 そこで、燃料を指定数量（2,000L）の重油にすることで解決できる可能性があり、燃料について灯油でなく、重油も可能とした方がよろしいかと考えますがいかがでしょうか。	既設の地下タンクにある灯油を新設タンクに移して使用することを考えており、灯油で計画してください。
13	要求水準書（案）28ページ 地下タンク設備更新	埋蔵文化財調査に関わる試掘調査費用は事業者負担とすると記載されていますが、試掘調査の箇所数等を具体的にさせていただくことを希望しますがいかがでしょうか。	事前に文化財課と確認協議を行ってください。
14	要求水準書（案）33ページ 空気調査設備工事	「変圧器、蓄電池設備が設置される部屋の発熱除去対策は空調設備による対応とする」について、特に特高変圧器の発熱量が大きく発熱除去対策として換気方式（換気設備）と冷房方式（空調設備）で比較した場合、イニシャル、ランニングコストともに換気方式が有利となる可能性があります。発熱除去対策は換気方式も可能とした方がよろしいかと考えますがいかがでしょうか。	夏場の高温による機器への影響等を考慮して、空調設備によるものとしてください。
15	要求水準書（案）41ページ 解体撤去業務の事前調査	埋蔵文化財調査に関わる試掘調査費用は事業者負担とすると記載されていますが、試掘調査の箇所数等を具体的にさせていただくことを希望しますがいかがでしょうか。	事前に文化財課と確認協議を行ってください。
16	要求水準書（案）77ページ 水質試験 要求水準書（案）別紙16 水質試験等実施要領	各水質試験において「別紙16 水質試験等実施要領 2.採水箇所及び試験項目」に示す内容については必ず実施するものとありますが、（1）日常試験試験項目の「電気伝導率」については他の試験項目と比較し日常の運転管理上での必須項目とは言えないので、削除して頂けないでしょうか。	ご意見として頂戴します。

技術対話における提案事項

No	関連資料	提案事項	回答
17	要求水準書（案）82ページ グラウンドエリア管理運営業務	業務内容（業務負荷量）の想定が非常に困難な業務と認識しております。 また、弊社として内容的に運転管理の中で実施した経験もないことから、参加意欲の視点で業務対象外としていただけませんか。 事業対象外とすることが、困難な場合は再委託可の業務としていただけないでしょうか。	ご意見として頂戴します。 また、泉北グラウンドエリア管理運営業務に含まれる「2.1管理運営業務」は個人情報を取り扱う業務であるため、構成企業もしくは再委託企業（SPCから直接請け負った企業）により実施してください。
18	要求水準書（案）別紙16 4. 自動計測器の維持管理 要求水準書（案）別紙17 3. 水質試験用試薬類	「硝酸銀」、「0.2mol/L 過マンガン酸カリウム溶液」、「0.05mol/L シュウ酸ナトリウム溶液」の想定使用量は、精密試験で17年間に実施するCOD試験回数から計上頂いていると思われませんが、UV計の換算式見直しの為に実施するCOD試験（泉北水再生センターにUV計は3台設置）に必要な量を加えて頂けないでしょうか。	ご意見として頂戴します。
19	要求水準書（案）別添資料5 3. PAC （2）使用量 2MBR用	年間250000kg使用が想定されていますが、MBR膜の更新による運転状況変化（一例としてMBR設備の処理水量増加）により、薬品使用量が大きく変動した場合は、市と事業者が協議しできる様定めて頂けないでしょうか。	要求水準書6.11「要求水準書の変更」に、「市の更新工事を含む法令の変更、技術の革新、施設・設備の増減、その他の理由が生じた時は、市と事業者の双方協議、了承の下で要求水準等の変更ができるものとする。」としています。
20	要求水準書（案）別添資料7 計画業務（環境整備業務）参考資料1 場内樹木管理及び場内清掃業務	機械除草はエリアごとに「年1回～年4回（グラウンドは年1回）」と指定されています。一方で「年間を通して管理不行き届きの状態にならないこと」と規定されていますが、指定の回数ではグラウンド・その他エリアともに良好な状態の維持が困難であると想定されます。利用者の安全性確保や美観維持の観点から、グラウンドを含む全エリアの除草回数を規定より増加させてはどうでしょうか。（例 除草エリアについては定期的に年4回以上行う）	ご意見として頂戴しますが、実施方法及び実施頻度は事業者の責任において決定することとします。
21	要求水準書（案）別添資料9 2泉北グラウンドエリア利用規約	泉北グラウンドエリア利用規約の「4. 利用概要」における利用可能日について、「土曜日・日曜日の午後、国民の祝日の午前、午後」と規定されていますが、利用者への案内をより明確にし、平日に関する予約や問い合わせのトラブルを未然に防ぐため、「平日の利用（予約）はできない」旨を規約内に明記してはいかがでしょうか。	ご意見として頂戴します。

技術対話における提案事項

No	関連資料	提案事項	回答
22	その他	公告時に、要求水準チェックリストは公表される予定でしょうか。 審査における確認作業の軽減や、契約後の履行確認を効率的に実施するためにも、要求水準チェックリストを公表頂き、民間事業者から提出することが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として頂戴します。